

大垣市景観形成建築物等修景モデル事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大垣市景観条例（平成21年条例第4号。以下「条例」という。）第42条の規定に基づき、宿場町の風情を醸し出す行為を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（補助の対象）

第3条 市長は、次条に規定する地区内において行う道路から望見できる部分の景観の形成行為で、別表第1に掲げる景観形成基準に適合する行為を行う者に対して、景観形成建築物等修景モデル事業補助金（以下「修景補助金」という。）を交付することができる。

（対象地区）

第4条 修景補助金交付の対象地区は、次のとおりとする。

- (1) 中山道赤坂宿地区 中山道に面する区域で別図第1に指定する区域
- (2) 美濃路大垣宿地区 美濃路に面する区域で別図第2に指定する区域
- (3) 美濃路墨俣宿地区 美濃路に面する区域で別図第3に指定する区域
- (4) 九里半街道牧田宿地区 九里半街道に面する区域で別図第4に指定する区域
- (5) 前各号で指定する区域に隣接し、地区の景観形成に資するとして市長が必要と認める場合は、当該区域に含まれるものとして取り扱うことができる。

（修景補助金の交付の申請）

第5条 修景補助金の交付を受けようとする者は、行為に着手する前に、景観形成建築物等修景モデル事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、行為の実施がやむを得ず複数年度にわたる場合は、行為に着手する前に事前協議をしたうえで、行為が完了する年度において速やかに

申請するものとする。

- (1) 設計図書
 - (2) 工事費見積書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (修景補助金の交付額)

第6条 修景補助金の交付額は、交付申請書における経費のうち、別表第2に掲げる対象経費の区分に応じ、同表で定められた補助率及び補助限度額の範囲内において市長が決定する額とする。ただし、各対象経費区分で定められた補助率及び補助限度額の範囲内において市長が決定する額の合計額は100万円を超えないものとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を補助金額とする。

3 同一敷地内で複数回修景補助金の交付の申請があった場合において、最初の修景補助金交付日から10年以内に受けることができる修景補助金の交付合計額は、100万円を超えないものとする。

(修景補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかに補助金の交付の適否を審査するものとする。

2 市長は、修景補助金の交付を決定したときは、景観形成建築物等修景モデル事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとし、修景補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(申請事項の変更交付申請)

第8条 前条第1項の規定により修景補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付申請書に記載した事項及び添付書類の内容を変更しようとするときは、景観形成建築物等修景モデル事業補助金対象行為変更申請書(第3号様式)に第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに変更の内容を審査し、景観形成建築物等修景モデル事業補助金対象行為変更承認書(第4号様式)により補助対象者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 9 条 補助対象者は、交付申請の取下げをしようとするときは、景観形成建築物等修景モデル事業補助金交付申請取下届（第 5 号様式）を市長に届け出るものとする。

（完了報告）

第 10 条 補助対象者は、修景補助金の交付決定を受けた行為が完了したときは、速やかに景観形成建築物等修景モデル事業補助金対象行為完了報告書（第 6 号様式。以下「完了報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 完了工事費内訳書
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（修景補助金交付額の確定）

第 11 条 市長は、完了報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、修景補助金の交付額を確定し、景観形成建築物等修景モデル事業補助金交付額確定通知書（第 7 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（修景補助金の請求）

第 12 条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、景観形成建築物等修景モデル事業補助金交付請求書（第 8 号様式）により、市長に修景補助金の交付を請求するものとする。

（修景補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る修景補助金を交付するものとする。

（修景補助金の交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、修景補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 修景補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段により修景補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 条例第 1 条の目的の達成に支障となる行為を行ったとき。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、景観形成建築物等修景モデル事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（修景補助金の返還）

- 第15条 市長は、前条第1項の規定による修景補助金の交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に修景補助金が交付されているときは、補助対象者に対し景観形成建築物等修景モデル事業補助金返還命令書（第10号様式）により、期限を定めてこれを返還させるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第16条 補助対象者は、この要綱による修景補助金の交付を受けた建築物等について、交付を受けたときから10年間は市長の承認を受けないで取り壊しをしてはならない。

（その他）

- 第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第16条の規定は、施行日以後に交付を受けた建築物等について適用し、施行日前に交付を受けた建築物等については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

景観形成基準

区 分	項 目	宿場の風情を醸し出す昭和初期以前の歴史的建築物等に対する修繕・模様替え・色彩の変更・その他	宿場の風情を醸し出す新築・増築・改築及び左欄以外の建築物等の修繕・模様替え・色彩の変更・その他
建築物	壁面位置	原則として既存の位置とする。	まちなみの連続性を崩さない位置とする。
	高さ	原則として既存の高さとする。	10m以下とし、まちなみの連続性を崩さない高さとする。
	幅	原則として既存の幅とする。	まちなみの連続性を崩さない幅とする。
	屋根	原則として既存の色彩、形態、意匠とし、日本瓦を用いる。	勾配屋根、切妻平入りとし、日本瓦を用いる。
	庇	原則として既存の色彩、形態、意匠とし、日本瓦を用いる。	1 階に庇を設置し、日本瓦を用いる。
	外壁	原則として既存の色彩、形態、意匠とする。	漆喰塗、板張等とし、歴史的建築物と調和した色彩とする。
	建具	原則として既存の色彩、形態、意匠とする。	玄関、窓等の開口部にはできるだけ格子を設ける。 玄関、窓、格子等は木製とする。やむを得ずサッシを使う場合は、木目調にするなど歴史的建築物との調和を図る。
	その他	市長が適当と認めるもの。	
工作物	門・塀	板塀や土塀等とし、歴史的建築物との調和を図る。また、まちなみの連続性を崩さない位置に設ける。	
	車庫	木材等の自然素材を用い、歴史的建築物との調和を図る。	
	自動販売機	木製の格子や庇などを設ける。	
	設備機器等	空調設備の室外機等は、木製の格子等で覆うなど歴史的建築物との調和を図る。	
	その他	市長が適当と認めるもの。	
広告物		木材等の自然素材を用い、歴史的建築物との調和を図る。	

＊木造の建築物等については、十分な防災設備を設ける。

別表第 2（第 6 条関係）

区 分	対 象 経 費	補 助 率	補助限度額
建 築 物	基本設計及び実施設計に係る経費	2 分の 1 以内	1 0 万円
	建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え、色彩の変更、その他に係る工事のうち外観に係る工事費	2 分の 1 以内	1 0 0 万円
工 作 物	工作物の新設、増設、改修、修繕、模様替え、色彩の変更、その他に係る工事のうち外観に係る工事費	2 分の 1 以内	5 0 万円
広 告 物	周辺地域と調和した広告物の新設及び周辺地域と著しく不調和な広告物の撤去、改造に係る工事費	2 分の 1 以内	3 0 万円